

(証券コード 7945)

平成27年6月8日

株主各位

石川県小松市工業団地一丁目93番地

コマニ株式会社

代表取締役
社長執行役員 塚本 幹雄

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席お差支えの場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）営業時間終了の時（午後5時00分）までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 石川県小松市土居原町710番地
石川県こまつ芸術劇場うらら 2階 小ホール
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第55期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第55期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役8名選任の件
 - 第4号議案 監査役3名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.comany.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府が打ち出した経済政策や金融緩和策などを背景に、企業収益の改善など景気は回復基調で推移しました。しかしながら、急激な円安進行による原材料価格の高騰や消費者マインドの低下、新興国の成長鈍化や政情不安などが少なからず日本経済にも影響を与え、依然として不透明な状況が続きました。

このような情勢のもと、当社は首都圏を中心としたオフィス市場や医療・福祉市場向けの営業活動、建築市場に対しての設計織込活動などを強化し、お客様のニーズにあった提案やサービスの提供を行う活動をいたしました。

オフィス市場におきましては、首都圏を中心とした2次移転・3次移転によるオフィス移転の増加や空室率の低下を背景に、お客様との接点の量を増大することに重点をおき、オフィス移転工事を中心とした営業活動を行ってきた結果、前年と比較して4.0%の伸張となりました。医療・福祉市場向けの活動におきましては、エンドユーザーや設計事務所に対しての設計織込活動を進め、前年と比較して4.8%の伸張となりました。その結果、売上高は前連結会計年度と比べ10億12百万円増加の304億79百万円となりました。

損益面では、原材料の価格高騰や施工費の上昇を販売価格へ転嫁する活動を進めるとともに、製造部門を中心とした収益管理の強化や原価改善活動に全社を挙げて取り組んだ結果、売上総利益率は40.6%（前連結会計年度比0.9ポイント改善）となりました。営業利益は15億35百万円（前連結会計年度比7.9%増）、経常利益は16億38百万円（前連結会計年度比11.9%増）、当期純利益は格満林（南京）実業有限公司の全出資持分譲渡に伴い、関係会社株式売却益を特別利益に計上したことなどにより、16億21百万円（前連結会計年度比1.2%増）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

① 日本

日本国内におきましては、政府が打ち出した経済政策や金融緩和策などを背景に、企業収益の改善など景気は回復基調で推移しました。しかしながら、急激な円安進行による原材料価格の高騰や消費者マインドの低下など、依然として不透明な状況が続きました。

このような情勢のもと、当社は首都圏を中心としたオフィス市場や医療・福祉市場向けの営業活動、建築市場に対しての設計織込活動を強化し、お客様のニーズにあった提案やサービスの提供を行う活動をいたしました。

オフィス市場におきましては、首都圏を中心とした2次移転・3次移転によるオフィス移転の増加や空室率の低下を背景に、お客様との接点の量を増大することに重点をおき、オフィス移転工事を中心とした営業活動を行ってきた結果、前年と比較して4.0%の伸張となりました。医療・福祉市場向けの活動におきましては、エンドユーザーや設計事務所に対しての設計織込活動を進め、前年と比較して4.8%の伸張となりました。その結果、当セグメントの売上高は287億15百万円（前連結会計年度比2.4%増）となり、営業利益は17億13百万円（前連結会計年度比20.3%増）となりました。

② 中国

中国国内におきましては、日中関係の情勢不安や政策の変化などが続く中、以前より活動を続けてきたコンピューターールーム市場と病院市場を中心に活動してまいりました。特にドア製品を中心とした病院市場を伸張させることが出来た結果、売上高は17億64百万円（前連結会計年度比23.0%増）となりました。損益面につきましては、中国国内メーカーとの競争激化による販売価格の低下や新工場の建設および稼働の準備に係る経費の増加などにより、営業損失は1億76百万円（前連結会計年度は営業損失3百万円）となりました。なお、格満林（南京）実業有限公司譲渡後の中国事業の体制につきましては、格満林（南京）新型建材科技有限公司が平成26年12月末までに生産、営業等の機能を格満林（南京）実業有限公司から移管すること等により体制を整備し、本格稼働に向けて活動しております。

セグメント別売上高

区 分	前期		当期		前期比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
日 本	28,032	95.1	28,715	94.2	682	2.4
中 国	1,434	4.9	1,764	5.8	330	23.0
合 計	29,466	100.0	30,479	100.0	1,012	3.4

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資等の総額は22億55百万円で、その主なものは当社グループの工場及び生産設備やコンピューターシステムのソフトウェア費用等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、社債または新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、原材料価格の高騰、新興国の成長鈍化や政情不安など、建築市場に影響を及ぼす可能性はあるものの、日本国内においては政府による経済政策や金融緩和策、2020年の東京オリンピック開催など景気の先行きに明るさが見えつつあります。

こうしたなか、当社グループといたしましては、売上高のさらなる拡大を見込み、需要が見込める東京を中心とした市場開発機能の強化を行うと共に、医療・福祉営業を全国展開することにより拡販の強化を図ってまいります。損益面については、受注から納入までの業務の整流化を図ることによりロスを徹底的に排除し、利益確保を最重点に置いて邁進する所存であります。

また、当社グループ事業の継続的發展を実現していくため、コーポレート・ガバナンスに対する取り組みにつきましては、定期的なモニタリングを行うなど内部統制の更なる充実・強化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 52 期 (23. 4. 1～ 24. 3. 31)	第 53 期 (24. 4. 1～ 25. 3. 31)	第 54 期 (25. 4. 1～ 26. 3. 31)	第 55 期 (当連結会計年度) (26. 4. 1～ 27. 3. 31)
売 上 高 (百万円)	27,386	28,154	29,466	30,479
当期純利益 (百万円)	549	1,178	1,602	1,621
1株当たり当期純利益 (円)	61.77	132.45	180.01	182.20
総 資 産 (百万円)	27,124	27,658	31,164	32,793
純 資 産 (百万円)	16,895	18,228	20,318	21,916

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
2. 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第52期の財産及び損益の状況の推移については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。なお、誤謬の訂正前の数値は次のとおりであります。

(訂正前)

区 分	第 52 期 (23. 4. 1～ 24. 3. 31)
売 上 高 (百万円)	27,673
当期純利益 (百万円)	552
1株当たり当期純利益 (円)	62.13
総 資 産 (百万円)	27,020
純 資 産 (百万円)	16,931

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
クラスター株式会社	498百万円	100.00%	木製パーティション、木製建具の製造
コマネーエンジニアリング株式会社	98百万円	100.00%	パーティションの販売、施工および内装工事
格満林（南京）新型建材科技有限公司	米ドル 22百万	100.00%	パーティションの製造販売
格満林（南京）裝飾工程有限公司	米ドル 2百万	100.00%	パーティションの施工、内装建材の販売、施工
格満林国際貿易（上海）有限公司	米ドル 0百万	100.00%	パーティションの輸入販売、施工およびオフィス家具、建材の輸出入販売
南京捷林格建材有限公司	米ドル 0百万	100.00%	パーティションの販売

- (注) 1. 連結子会社は6社、持分法適用会社は1社であります。連結売上高は304億79百万円（前連結会計年度比3.4%増）、連結当期純利益は16億21百万円（前連結会計年度比1.2%増）となりました。
2. 格満林（南京）新型建材科技有限公司、格満林（南京）裝飾工程有限公司、格満林国際貿易（上海）有限公司および南京捷林格建材有限公司の決算日は、12月31日であります。
3. 格満林（南京）新型建材科技有限公司は平成27年1月15日および平成27年2月10日をもって増資を行い、資本金が22百万米ドルとなりました。
4. 平成26年11月18日をもって格満林（南京）実業有限公司の全出資持分を譲渡いたしました。

(7) 主要な事業内容

パーティション（間仕切）の製造および設計、施工、販売ならびにパーティション関連の内装工事、建具工事

(8) 主要な拠点等

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	石川県小松市工業団地一丁目93番地
本 部	東京営業本部 (東京都千代田区)
	東日本営業本部 (神奈川県横浜市)
	東海営業本部 (愛知県名古屋市)
	北陸営業本部 (石川県金沢市)
	関西営業本部 (大阪府大阪市)
	西日本営業本部 (広島県広島市)
	法人営業本部 (東京都千代田区)
工 場	本 社 工 場 (石川県小松市)
	埼 玉 工 場 (埼玉県比企郡)

- (注) 1. 平成26年6月16日をもって関西営業本部は大阪府東大阪市から大阪市へ移転いたしました。
2. 平成27年4月1日をもって特販営業本部(東京都千代田区)を新設いたしました。

② 子会社

名 称	所 在 地
クラスター株式会社	石川県能美市
コミュニーエンジニアリング株式会社	東京都千代田区
格満林(南京)新型建材科技有限公司	中華人民共和国南京市
格満林(南京)裝飾工程有限公司	中華人民共和国南京市
格満林国際貿易(上海)有限公司	中華人民共和国上海市
南京捷林格建材有限公司	中華人民共和国南京市

- (注) 平成26年11月18日をもって格満林(南京)実業有限公司の全出資持分を譲渡いたしました。

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,412名	13名増

(注) 従業員数は、就業人員を記載しております。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
896名	4名増	41.2歳	16.2年

(注) 従業員数は、就業人員を記載しております。

(10) 主要な借入先

借入会社	借入先	借入残高
当 社	株式会社北陸銀行	500
	株式会社日本政策投資銀行	400
	株式会社北國銀行	320
	株式会社三菱東京UFJ銀行	160
	株式会社みずほ銀行	160
格満林(南京) 新型建材科技有限公司	株式会社三菱東京UFJ銀行	402

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 36,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,924,075株(自己株式1,025,083株を含む。)
- (3) 株主数 1,791名
- (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
株式会社コマツコーサン	923,300 ^株	10.37 [%]
コマニー従業員持株会	733,836	8.24
コマニー共栄会	693,964	7.79
株式会社北陸銀行	444,002	4.98
吉田 敏夫	345,500	3.88
株式会社北國銀行	260,000	2.92
木村 直子	220,200	2.47
塚本 幹雄	205,400	2.30
塚本 清人	200,000	2.24
白栄 隆司	179,900	2.02

(注) 当社は自己株式1,025,083株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位	担当、重要な兼職の状況
塚 本 幹 雄	代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	
塚 本 清 人	代 表 取 締 役 副 社 長 執 行 役 員	研究開発統括本部長
南 昇 悟	取 締 役 専 務 執 行 役 員	営業統括本部長 兼 営業統括本部室部責任者
澤 田 直 樹	取 締 役 常 務 執 行 役 員	グローバル推進統括本部長 格満林(南京)新型建材科技有限 公司董事総経理
堀 口 勝 弘	取 締 役 常 務 執 行 役 員	製造統括本部長 兼 工務統括本部長
塚 本 健 太	取 締 役 常 務 執 行 役 員	管理統括本部長 兼 H P C 推進室部責任者
武 田 忍	取 締 役	
中 川 俊 一	取 締 役	三信電気株式会社社外取締役
川 口 幸 一	常 勤 監 査 役	
喜 多 賢	常 勤 監 査 役	
木 村 禎 一	監 査 役	木村公認会計士事務所所長
吉 田 敏 夫	監 査 役	吉田メッキ工業株式会社代表取 締役社長

- (注) 1. 取締役のうち、武田 忍および中川俊一の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役のうち、木村禎一および吉田敏夫の両氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役木村禎一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は、武田 忍、中川俊一、木村禎一および吉田敏夫の4氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
 5. 取締役西田憲孝氏は、平成26年7月9日逝去により退任いたしました。

6. 当事業年度中に以下の取締役の担当の異動がありました。

氏 名	異動後	異動前	異動年月日
堀 口 勝 弘	取 締 役 常務執行役員 製造統括本部長 兼 工務統括本部長	取 締 役 常務執行役員 製造統括本部長	平成26年 7月18日
南 昇 悟	取 締 役 専務執行役員 営業統括本部長 兼 営業統括本部室部責任者	取 締 役 専務執行役員 営業統括本部長 兼 東京営業本部長	平成26年12月 1 日

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 9名 169百万円（うち社外取締役 2名 15百万円）
 監査役 4名 35百万円（うち社外監査役 2名 11百万円）

(注) 1. 上記報酬等の総額には、社外取締役を除く取締役6名に対する役員賞与の支給予定総額20百万円が含まれております。

2. 上記のほか、取締役5名に対し、使用人兼務取締役の使用人給与相当額80百万円を支払っております。

3. 報酬の限度額は、次の通りであります。

- (1) 取締役の報酬等の限度額
年額250百万円（平成3年6月27日開催の定時株主総会決議）
- (2) 監査役の報酬等の限度額
年額60百万円（平成19年6月26日開催の定時株主総会決議）

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

氏 名	兼 職 先	兼 職 内 容
中 川 俊 一	三信電気株式会社	社外取締役
木 村 禎 一	木村公認会計士事務所	所長
吉 田 敏 夫	吉田メッキ工業株式会社	代表取締役社長

(注) 当社と各兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。

② 社外役員の名な活動状況

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況
武 田 忍	社 外 取 締 役	当期開催取締役会21回の全てに出席し、主にコンサルティング会社における豊富な知識・経験を踏まえ、積極的に質問・発言を行っております。
中 川 俊 一	社 外 取 締 役	当期開催取締役会21回の全てに出席し、主に法務並びに経営管理の豊富な知識・経験を踏まえ、積極的に質問・発言を行っております。
木 村 禎 一	社 外 監 査 役	当期開催取締役会21回の全てに出席し、また当期開催の監査役会22回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
吉 田 敏 夫	社 外 監 査 役	当期開催取締役会21回の全てに出席し、また当期開催の監査役会22回全てに出席し、主に経験豊富な経営者観点から発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役ともに会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。なお、現時点では会計監査人との間で責任限定契約を締結していません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31百万円
② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社である格満林（南京）新型建材科技有限公司、格満林（南京）裝飾工程有限公司、格満林国際貿易（上海）有限公司及び南京捷林格建材有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は上記体制について、平成27年4月30日開催の取締役会において一部改定する決議をしております。改定後の基本方針の内容は次のとおりです。

- 1 当社グループ（当社及び当社の子会社）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①当社グループの業務執行が適法、適正かつ健全に行われるために、取締役会は実効性のある内部統制システムの構築と法令及び定款を遵守する体制の確立に努める。
 - ②監査役会は、この内部統制システムの有効性と機能を監査する。
 - ③当社は、当社グループの取締役及び使用人の日常行動のガイドラインとして定めた『コマニーグループ行動指針』により、自らの職務の遂行にあたっては、法令、企業倫理、社内規程等を遵守し、社会規範に沿った責任ある行動をとるよう、その周知徹底と遵守の推進を図る。
 - ④当社は、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会及びコンプライアンスホットラインを活用して、当社グループにおける不正行為等の早期発見と是正を図り、企業内の自浄作用を働かせる。
 - ⑤社長直轄の内部プロセス監査部において、当社グループの全部署を対象に業務活動を監視し、業務執行における法令遵守体制の向上に努める。
 - ⑥法令等に従い、健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベル及び業務プロセスレベルの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう財務報告に係る内部統制の構築と適正な運用に努め、財務報告の信頼性と適正性を確保する。
 - ⑦反社会的勢力とは取引関係を含め一切の関係を遮断し、不当な要求については毅然とした対応を行い、これを拒絶する。また、暴力団排除条例の遵守に努め、反社会的勢力の活動を助長する行為や利益の供与は一切行わない。

- 2 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ①取締役は、取締役会議事録、稟議決裁書、その他その職務の執行に係る情報を取締役会規程、稟議規程、その他関連規程の定めるところに従い適切に保存し、管理する。
 - ②各取締役及び各監査役の要求があるときは、これを閲覧に供する。
 - ③取締役の業務執行における付議基準、報告基準については、取締役会規程及び稟議規程に基づき運営し、管理する。

- 3 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①業務執行に係るリスクとして、リスク管理に関する規程に基づき、リスク情報の収集と分析に努め、リスクの識別・アセスメント・監視・管理の体制を構築する。
 - ②不測の事態を想定した危機管理プログラムを策定し、そのプログラムに従って、関係者に対し定期的な教育、訓練に努める。
 - ③当社は、当社グループのリスク管理を担当する機関として、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を審議する。

- 4 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①当社グループにおいては、事業環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を1年とする。
 - ②取締役会は、独立社外取締役による客観的な経営改善及び職務の執行上の実効性についての助言を求めため、積極的な意見交換、認識共有に努める。
 - ③当社グループは、当社の経営計画策定の規程に基づき、経営計画及び各部門の業務計画を策定し、予算管理の規程に基づき、進捗状況及び施策の実施状況をレビューする。
 - ④当社は、業務機構及び運営規程で定められた職務分掌・権限・意思決定ルールにより、適正かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制をとる。

- 5 その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社は、当社が定める関係会社管理規程に基づき、各子会社の営業成績、決算管理上の必要事項、取締役会決定事項及び重要な業務執行に関する情報を当社に報告させる。

- 6 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その体制・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努める。
- 7 当社の監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の要請に基づき、監査に必要な知識、能力を備えた使用人を選任し、監査役の職務を補助させる。
- 8 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
 - ①監査役の職務を補助すべき使用人は、取締役の指揮、監督を受けない専属の使用人とする。
 - ②①の使用人の異動、評価及び懲戒には監査役の事前の同意を必要とする。
- 9 当社の監査役の上記7号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。
- 10 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制
 - ①当社は、当社グループの取締役及び使用人が業務執行の報告を行う重要な会議への当社の監査役の出席を確保する。また、必要に応じて会議議事録及び関連資料を閲覧可能な状態に維持し、監査の実効性を確保する。
 - ②当社の取締役及び使用人は、職務の執行に関して重大な法令、定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に著しく損害を及ぼす恐れのある事実を知り得たときは、遅滞なく当社の監査役（会）に報告する。
 - ③当社の取締役及び使用人は、事業・組織・職務執行に重大な影響を及ぼす決定等のほか、内部監査の実施結果を遅滞なく当社の監査役（会）に報告する。
- 11 上記10号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社の監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

- 12 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ①当社は、監査役がその職務について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行上、必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - ②当社は、監査役の職務の遂行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
- 13 その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①当社の代表取締役及び取締役は、監査役と定期的な会合を持つなどして、会社運営に関する意見の交換等を図り、意思の疎通を図る。
 - ②必要に応じて、監査役監査の実効性を確保するために、外部の弁護士、公認会計士の有効活用を確保する。
 - ③企業集団における業務の適正を確保するために、子会社の業務執行者は、監査役監査に積極的に協力する体制を作る。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	19,882	流動負債	5,958
現金及び預金	7,311	支払手形及び買掛金	1,861
受取手形及び売掛金	9,646	短期借入金	535
商品及び製品	913	未払法人税等	571
仕掛品	92	賞与引当金	636
原材料及び貯蔵品	856	役員賞与引当金	24
繰延税金資産	300	その他	2,328
その他	807	固定負債	4,919
貸倒引当金	△45	長期借入金	1,407
固定資産	12,911	再評価に係る繰延税金負債	348
有形固定資産	8,480	退職給付に係る負債	2,879
建物及び構築物	2,230	その他	284
機械装置及び運搬具	878	負債合計	10,877
土地	3,426	純資産の部	
建設仮勘定	1,813	株主資本	20,715
その他	132	資本金	7,121
無形固定資産	692	資本剰余金	7,412
ソフトウェア	450	利益剰余金	7,129
ソフトウェア仮勘定	241	自己株式	△948
その他	1	その他の包括利益累計額	1,201
投資その他の資産	3,737	その他有価証券評価差額金	585
投資有価証券	2,108	土地再評価差額金	313
長期貸付金	53	為替換算調整勘定	354
繰延税金資産	569	退職給付に係る調整累計額	△51
その他	1,040	純資産合計	21,916
貸倒引当金	△33	負債純資産合計	32,793
資産合計	32,793		

連 結 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		30,479
売 上 原 価		18,093
売 上 総 利 益		12,386
販売費及び一般管理費		10,850
営 業 利 益		1,535
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	53	
受 取 保 険 金	56	
持分法による投資利益	0	
受 取 賃 貸 料	16	
そ の 他	72	199
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	19	
為 替 差 損	26	
貸倒引当金繰入額	4	
売 上 割 引	18	
減 価 償 却 費	14	
そ の 他	13	96
経 常 利 益		1,638
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	767	767
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	
固 定 資 産 除 却 損	15	16
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,389
法人税、住民税及び事業税	730	
法 人 税 等 調 整 額	37	768
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		1,621
当 期 純 利 益		1,621

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	7,121	7,412	5,802	△948	19,388
会計方針の変更による 累積的影響額			△18		△18
会計方針の変更を反映した 当期首残高	7,121	7,412	5,783	△948	19,369
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△275		△275
当期純利益			1,621		1,621
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	1,345	△0	1,345
当 期 末 残 高	7,121	7,412	7,129	△948	20,715

	その他の包括利益累計額					純資産 合計
	その他有価証 券評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	282	277	521	△150	930	20,318
会計方針の変更による 累積的影響額						△18
会計方針の変更を反映した 当期首残高	282	277	521	△150	930	20,299
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△275
当期純利益						1,621
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	302	36	△166	98	271	271
当 期 変 動 額 合 計	302	36	△166	98	271	1,616
当 期 末 残 高	585	313	354	△51	1,201	21,916

連 結 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 6 社

連結子会社の名称

クラスター株式会社

コマニーエンジニアリング株式会社

格満林（南京）新型建材科技有限公司

格満林（南京）裝飾工程有限公司

格満林国際貿易（上海）有限公司

南京捷林格建材有限公司

なお、当社は連結子会社であった格満林（南京）実業有限公司の全出資持分を平成26年11月18日に譲渡いたしました。これにより、同社を連結の範囲から除外しております。ただし、連結の範囲から除外するまでの損益は連結計算書類に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

すべての関連会社に持分法を適用しております。

持分法を適用した関連会社数 1 社

会社等の名称

ホワイト・トランスポート株式会社

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

a 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

b 時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ取引により生ずる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法

- ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
- a 商品及び製品、仕掛品
主として受注品については個別法、その他のものは先入先出法
 - b 原材料
主として移動平均法
 - c 貯蔵品
最終仕入原価法
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっております。ただし、平成10年4月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。
在外連結子会社については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	2～50年
機械装置及び運搬具	2～11年
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - ③ リース資産
 - a 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
 - b 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。
 - ③ 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
- a 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
 - b その他の工事
工事完成基準
- (5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ① 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社のうち、格満林（南京）新型建材科技有限公司他3社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
 - ② 退職給付に係る会計処理の方法
 - a 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - b 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理しております。
 - c 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
 - ③ ヘッジ会計の方法
 - a ヘッジ会計の方法
特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理によっております。
また、為替予約等が付されている外貨建金銭債務については、振当処理を行っております。
 - b ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段・・・金利スワップ取引及び為替予約取引を行うこととしております。
ヘッジ対象・・・金利及び為替相場等の変動により将来キャッシュ・フローが変動するリスクのある負債としております。
 - c ヘッジ方針
主として金利及び為替相場等の変動によるリスクを回避する為に、デリバティブ取引を利用しております。
なお、投機目的によるデリバティブ取引は、行わない方針であります。

d ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、毎決算期末に、個別取引毎のヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の負債とデリバティブ取引について、元本、利率、期間等の条件が同一の場合は、ヘッジ効果が極めて高いことから本検証を省略しております。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が28百万円増加し、利益剰余金が18百万円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 資産から直接控除した減価償却累計額

固定資産

有形固定資産	13,756百万円
建物及び構築物	5,854百万円
機械装置及び運搬具	6,259百万円
その他	1,642百万円

3. 土地再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額により算出しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△1,169百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は230百万円であります。
3. 固定資産売却益の内訳は以下のとおりであります。

機械装置及び運搬具 0百万円

4. 固定資産売却損の内訳は以下のとおりであります。

機械装置及び運搬具 0百万円

5. 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5百万円

ソフトウェア 4百万円

機械装置及び運搬具 2百万円

その他 3百万円

合計 15百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式(株)	9,924,075	-	-	9,924,075

3. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,024,879	204	-	1,025,083

(変動事由の概要)

株式数の増加204株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

4. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

5. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	133	15	平成26年3月31日	平成26年6月26日
平成26年11月7日 取締役会	普通株式	142	16	平成26年9月30日	平成26年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	142	16	平成27年 3月31日	平成27年 6月26日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社については与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注)2を参照ください）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	7,311	7,311	—
(2) 受取手形及び売掛金	9,646	9,646	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	1,916	1,916	—
(4) 長期貸付金	53	52	△0
資産計	18,927	18,927	△0
(1) 支払手形及び買掛金	1,861	1,861	—
(2) 短期借入金	535	535	—
(3) 長期借入金	1,407	1,386	△20
負債計	3,803	3,782	△20

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらはその大部分が短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいとみなして、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。なお、投資有価証券はその他有価証券として保有しており、そのうち非上場株式については、時価を把握することが極めて困難と認められることから含めておりません(注)2を参照ください。)

(4) 長期貸付金

当社では、長期貸付金の時価の算定は、回収可能性を反映した元利金の受取見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	192

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

1. 賃貸等不動産の概要

当社は、石川県小松市において、賃貸用の土地を有しており、東京都において、賃貸用のマンション(土地を含む)を有しております。

2. 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
453	△0	452	247

(注)1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 時価の算定方法

当連結会計年度末の時価は、土地については固定資産税評価額に基づき合理的に調整した金額、建物等については帳簿価額をもって時価とみなしております。

(一株当たり情報に関する注記)

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1. 一株当たり純資産額 | 2,462円77銭 |
| 2. 一株当たり当期純利益金額 | 182円20銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(企業結合等に関する注記)

事業分離

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

南京遠拓房地產開發有限公司

(2) 分離した事業の内容

間仕切の製造及び販売

(3) 事業分離を行った主な理由

格満林（南京）実業有限公司（以下、「格満林実業」という。）の所在地（南京市）は、南京市における都市再開発区域に含まれております。そのため、当該区域での生産拠点を見直し、先般より別の開発区での工場設立を決定し、かつ生産体制の革新を狙いとして、南京市溧水経済開発区に格満林（南京）新型建材科技有限公司（以下、「格満林新型建材」という。）を設立いたしました。それに伴い、現工場が所在する土地資産の有効活用を行うため、南京市における都市再開発に協力し、保有する土地使用権を出資して不動産開発を行う合弁会社を設立することを、平成25年7月11日開催の取締役会において決議いたしました。

しかしながら、都市再開発事業における許認可等の手続きが多岐にわたり、当初計画より大幅な遅れが生じて合弁会社の設立も見送ってきておりました。一方で、格満林新型建材の新工場の建設・稼働に目途がたってきたこともあり、当該土地資産の活用について再度検討を実施した結果、格満林実業の全出資持分を当該区域での土地開発を行う南京遠拓房地產開發有限公司に譲渡いたしました。

(4) 事業分離日

平成26年11月18日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする出資持分譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

関係会社株式売却益 767百万円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	1,974百万円
固定資産	254百万円
資産合計	<u>2,228百万円</u>
流動負債	549百万円
固定負債	—
負債合計	<u>549百万円</u>

(3) 会計処理

当該譲渡出資持分の連結上の帳簿価額と売却価額との差額を関係会社株式売却益として特別利益に計上しております。

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント
中国

4. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高	1,606百万円
営業損失(△)	△70百万円

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	17,067	流動負債	4,894
現金及び預金	5,094	買掛金	1,738
受取手形	3,271	1年内返済予定の長期借入金	520
売掛金	6,270	未払金	872
商品及び製品	849	未払費用	570
仕掛	86	未払法人税等	515
原材料及び貯蔵品	713	前受金	72
前渡金	223	預り金	34
前払費用	66	賞与引当金	550
繰延税金資産	242	役員賞与引当金	20
未収入金	268	固定負債	4,410
その他の	5	長期借入金	1,020
貸倒引当金	△26	長期未払金	209
固定資産	13,491	再評価に係る繰延税金負債	348
有形固定資産	6,086	退職給付引当金	2,758
建物	1,817	その他の	73
構築物	63	負債合計	9,305
機械及び装置	718	純資産の部	
車両運搬具	5	株主資本	20,354
工具、器具及び備品	115	資本金	7,121
土地	3,228	資本剰余金	7,412
リース資産	106	資本準備金	7,412
建設仮勘定	32	利益剰余金	6,768
無形固定資産	690	利益準備金	498
ソフトウェア	448	その他利益剰余金	6,270
ソフトウェア仮勘定	241	配当準備積立金	120
電話加入権	0	特別償却準備金	72
投資その他の資産	6,713	固定資産圧縮積立金	91
投資有価証券	2,106	別途積立金	5,200
関係会社株式	3,156	繰越利益剰余金	786
出資金	20	自己株式	△948
従業員に対する長期貸付金	53	評価・換算差額等	898
長期前払費用	27	その他有価証券評価差額金	585
繰延税金資産	529	土地再評価差額金	313
敷金及び保証金	343	純資産合計	21,253
保険積立金	378	負債純資産合計	30,558
その他の	130		
貸倒引当金	△33		
資産合計	30,558		

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		28,756
売 上 原 価		18,194
売 上 総 利 益		10,561
販売費及び一般管理費		9,078
営 業 利 益		1,483
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	87	
受 取 保 険 金	56	
売 電 収 入	17	
そ の 他	97	259
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	19	
減 価 償 却 費	14	
そ の 他	34	68
経 常 利 益		1,674
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	0
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	
固 定 資 産 除 却 損	14	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	340	356
税 引 前 当 期 純 利 益		1,318
法人税、住民税及び事業税	617	
法 人 税 等 調 整 額	43	660
当 期 純 利 益		657

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資本金	資 本 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	7,121	7,412	7,412
会計方針の変更による 累積的影響額			
会計方針の変更を反映した 当期首残高	7,121	7,412	7,412
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			
当期純利益			
特別償却準備金の取崩			
税率変更に伴う特別償却 準備金の増加			
固定資産圧縮積立金の取崩			
税率変更に伴う固定資産圧縮 積立金の増加			
別途積立金の積立			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			
当期変動額合計	—	—	—
当 期 末 残 高	7,121	7,412	7,412

	株 主 資 本								
	利 益 剰 余 金							自己 株式	株主資本 本合計
	利益 準備金	その他利益剰余金					利益 剰余金 合計		
		配当準備 積立金	特別償却 準備金	固定資産 圧縮 積立金	別途 積立金	繰越 利益 剰余金			
当 期 首 残 高	498	120	77	96	3,600	2,013	6,405	△948	19,991
会計方針の変更による 累積的影響額						△18	△18		△18
会計方針の変更を反映した 当期首残高	498	120	77	96	3,600	1,995	6,387	△948	19,973
当 期 変 動 額									
剰余金の配当						△275	△275		△275
当期純利益						657	657		657
特別償却準備金の取崩			△9			9	—		—
税率変更に伴う特別償却 準備金の増加			3			△3	—		—
固定資産圧縮積立金の取崩				△8		8	—		—
税率変更に伴う固定資産圧縮 積立金の増加				4		△4	—		—
別途積立金の積立					1,600	△1,600	—		—
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	△5	△4	1,600	△1,208	381	△0	381
当 期 末 残 高	498	120	72	91	5,200	786	6,768	△948	20,354

(単位：百万円)

	評 価・換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	282	277	559	20,551
会計方針の変更による 累積的影響額				△18
会計方針の変更を反映した 当期首残高	282	277	559	20,532
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△275
当期純利益				657
特別償却準備金の取崩				—
税率変更に伴う特別償却 準備金の増加				—
固定資産圧縮積立金の取崩				—
税率変更に伴う固定資産圧縮 積立金の増加				—
別途積立金の積立				—
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	302	36	338	338
当期変動額合計	302	36	338	720
当 期 末 残 高	585	313	898	21,253

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

a 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

b 時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引により生ずる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

① 商品及び製品、仕掛品

受注品については個別法、その他のものは先入先出法

② 原材料

移動平均法

③ 貯蔵品

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～47年
構築物	3～50年
機械及び装置	2～11年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

① 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- ① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- ② その他の工事
工事完成基準

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理によっております。

また、為替予約等が付されている外貨建金銭債務については、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ取引及び為替予約取引を行うこととしております。

ヘッジ対象・・・金利及び為替相場等の変動により将来キャッシュ・フローが変動するリスクのある負債としております。

③ ヘッジ方針

主として金利及び為替相場等の変動によるリスクを回避する為に、デリバティブ取引を利用しております。

なお、投機目的によるデリバティブ取引は、行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、毎決算期末に、個別取引毎のヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の負債とデリバティブ取引について、元本、利率、期間等の条件が同一の場合は、ヘッジ効果が極めて高いことから本検証を省略しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が28百万円増加し、繰越利益剰余金が18百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。なお、当事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 資産から直接控除した減価償却累計額

固定資産

有形固定資産	12,555百万円
建物	5,025百万円
構築物	368百万円
機械及び装置	5,416百万円
車両運搬具	76百万円
工具、器具及び備品	1,640百万円
リース資産	25百万円

3. 土地再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額により算出しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△1,169百万円

4. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権 33百万円

関係会社に対する短期金銭債務 830百万円

5. 保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

格満林（南京）新型建材科技有限公司 402百万円

（損益計算書に関する注記）

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

売上高	50百万円
仕入高	6,640百万円
その他の営業取引高	1,433百万円
営業取引以外の取引高	16百万円
- 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は230百万円であります。

（株主資本等変動計算書に関する注記）

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式（株）	1,024,879	204	-	1,025,083

（変動事由の概要）

株式数の増加204株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	885百万円
貸倒引当金	17百万円
賞与引当金	180百万円
その他	313百万円
繰延税金資産小計	1,396百万円
評価性引当額	△274百万円
繰延税金資産合計	1,122百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△276百万円
固定資産圧縮積立金	△39百万円
特別償却準備金	△34百万円
繰延税金負債合計	△350百万円
繰延税金資産の純額	772百万円

(再評価に係る繰延税金負債)

土地再評価 348百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	35.4%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.9%
住民税均等割等	3.1%
評価性引当額増減	1.6%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	7.7%
その他	1.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	50.1%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.4%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.8%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.1%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は72百万円減少し、法人税等調整額が101百万円、その他有価証券評価差額金が28百万円、それぞれ増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債は36百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借主)

(1) 事業年度末日における取得原価相当額	23百万円
(2) 事業年度末日における減価償却累計額相当額	18百万円
(3) 事業年度末日における未経過リース料相当額	5百万円

2. オペレーティング・リース取引 (解約不能のもの)

未経過リース料 (借主)

1年以内	183百万円
1年超	99百万円
合計	282百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	コマニー エンジニア リング 株式会社	東京都 千代田区	98	間仕切りの 施工等	(所有) 直接 100.0	当社グルー プ製品の施 工等 役員の兼任	当社製品の 施工及びメ ンテナンス 等 (注) 3	4,521	前渡金	57
									買掛金	471
									未払金	57
子会社	格満林 (南京) 新型 建材科技 有限公司	中華人民 共和国 南京市	22百万米 ドル	間仕切りの 製造等	(所有) 直接 100.0	役員の兼任	増資の引受 (注) 2	932	—	—
							債務の保証 (注) 4	402	—	—

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 増資の引受は、格満林 (南京) 新型建材科技有限公司が行った増資を全額引き受けたものであります。
3. 取引条件及び取引条件の決定方針等
当社製品の販売については、市場価格を参考に決定しております。
仕入価格及びその他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。
4. 格満林 (南京) 新型建材科技有限公司の銀行借入につき債務保証を行ったものであります。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその 近親者	勝木輝男	—	—	間仕切りの 販売等	—	当社製品の 販売及び 事務用品の 購入	当社製品の 販売及び 事務用品の 購入	24	受取手形	6
									売掛金	3

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 当社執行役員竹田昭夫の実兄であります。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社製品の販売については、市場価格を参考に決定しております。

仕入価格及びその他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

(一株当たり情報に関する注記)

1. 一株当たり純資産額

2,388円25銭

2. 一株当たり当期純利益金額

73円89銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成27年5月14日

コマニー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浜 田 亘 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋 山 高 広 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、コマニー株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コマニー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月14日

コマニー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 浜 田 亘 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 秋 山 高 広 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、コマニー株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月22日

コマニー株式会社 監査役会

常勤監査役	川	口	幸	一	Ⓔ
常勤監査役	喜	多		賢	Ⓔ
社外監査役	木	村	禎	一	Ⓔ
社外監査役	吉	田	敏	夫	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社の配当の基本方針は、株主利益の長期的な増大を目標としており、配当の継続的安定性を原則としながら、利益状況への対応も配慮いたす方針とし、あわせて基盤強化のために内部留保の充実を図ってまいります。

当期の期末配当につきましては、財務状況や通期の業績等を総合的に勘案したうえで、株主の皆様のご支援にお応えするため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金16円

総額142,383,872円

なお、中間配当金として16円をお支払しておりますので、当期の年間配当金は1株当たり32円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月26日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金

300,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

固定資産圧縮積立金

8,841,782円

繰越利益剰余金

291,158,218円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 当社事業の現状に即し、現行定款第2条第18号および第19号、第21号は現在行っておらず、今後も行う予定がありませんので削除し、これに伴い号数の変更を行うものであります。

(2) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、責任限定契約を締結できる会社役員¹の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役及び監査役の責任免除に関する条項の一部を変更するものであります。

なお、定款第28条第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款 (抜 粋)	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. パーティション及び事務用器具の製造販売 2. パーティションの組立工事及び内装工事 3. 損害保険代理業 4. 金属プレス加工業 5. 建築工事の設計、監理、請負及び施工 6. 空気浄化装置、空調機器、照明機器の製造販売 7. 電気工事業 8. 管工事業 9. 事務所用、店舗用装備品製造業 10. 電磁波遮蔽室(シールドルーム)、防振、防音、放射線防禦施設の設計、監理、請負及び施工 11. 電気通信機器の販売及びリースレンタル業 12. 絵画美術品の販売及びリースレンタル業 13. 貿易業務、海外事業、経営のコンサルタント業 	<p>(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p>

現 行 定 款 (抜 粋)	変 更 案
<p>14. 建材の輸入販売</p> <p>15. 不動産の取得、所有、処分、賃貸借及び管理</p> <p>16. デジタルコンテンツ（電子的な情報内容）の企画、制作、販売</p> <p>17. コンピュータソフト・システム企画、制作、販売</p> <p>18. コンピュータースクールの運営</p> <p>19. 情報通信を利用したポイント方式の顧客誘引サービス（ネットワーク・ポイントサービス）システムの提供、運営及び情報磁気プリントカードの販売</p> <p>20. 広告、宣伝の情報媒体の企画、制作、販売</p> <p>21. ビデオ映画の企画、制作、販売</p> <p>22. ガラス製品の製造、加工、販売並びに輸出入</p> <p>23. 貨物運送取扱事業及び倉庫業</p> <p>24. 生命保険の募集に関する業務</p> <p>25. セキュリティ機器の販売、取付工事</p> <p>26. オフィスの移転、リニューアルのコンサルタント業</p> <p>27. 木製及び金属製建具の販売、取付工事</p> <p>28. 電子錠の販売、取付工事</p> <p>29. パーティションのリースレンタル業</p> <p>30. 前各号に附帯又は関連する一切の業務</p>	<p>14. } 15. } 16. } (現 行 ど お り) 17. }</p> <p>18. (現 行 第 20 号 の と お り)</p> <p>(削 除) (削 除)</p> <p>19. } 20. } 21. } 22. } 23. } (現 行 第 22 号 から 第 30 号 の と お り) 24. } 25. } 26. } 27. }</p>
<p>(取 締 役 の 責 任 免 除)</p> <p>第 28 条 (省 略)</p> <p>② 当 会 社 は、 会 社 法 第 427 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、 社 外 取 締 役 と の 間 に、 任 務 を 怠 っ た こ と に よ る 損 害 賠 償 責 任 を 限 定 す る 契 約 を 締 結 す る こ と が で き る。 た だ し、 当 該 契 約 に 基 づ く 責 任 の 限 度 額 は、 法 令 が 規 定 す る 額 と す る。</p>	<p>(取 締 役 の 責 任 免 除)</p> <p>第 28 条 (現 行 ど お り)</p> <p>② 当 会 社 は、 会 社 法 第 427 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、 取 締 役 (業 務 執 行 取 締 役 等 で あ る も の を 除 く。) と の 間 に、 任 務 を 怠 っ た こ と に よ る 損 害 賠 償 責 任 を 限 定 す る 契 約 を 締 結 す る こ と が で き る。 た だ し、 当 該 契 約 に 基 づ く 責 任 の 限 度 額 は、 法 令 が 規 定 す る 額 と す る。</p>
<p>(監 査 役 の 責 任 免 除)</p> <p>第 40 条 (省 略)</p> <p>② 当 会 社 は、 会 社 法 第 427 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、 社 外 監 査 役 と の 間 に、 任 務 を 怠 っ た こ と に よ る 損 害 賠 償 責 任 を 限 定 す る 契 約 を 締 結 す る こ と が で き る。 た だ し、 当 該 契 約 に 基 づ く 責 任 の 限 度 額 は、 法 令 が 規 定 す る 額 と す る。</p>	<p>(監 査 役 の 責 任 免 除)</p> <p>第 40 条 (現 行 ど お り)</p> <p>② 当 会 社 は、 会 社 法 第 427 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、 監 査 役 と の 間 に、 任 務 を 怠 っ た こ と に よ る 損 害 賠 償 責 任 を 限 定 す る 契 約 を 締 結 す る こ と が で き る。 た だ し、 当 該 契 約 に 基 づ く 責 任 の 限 度 額 は、 法 令 が 規 定 す る 額 と す る。</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役8名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	つかもと みきお 塚本 幹雄 (昭和26年3月18日生)	昭和48年4月 当社入社 昭和55年2月 同 取締役 昭和55年8月 同 常務取締役 昭和57年7月 同 専務取締役 昭和59年3月 同 代表取締役専務 昭和62年6月 同 代表取締役副社長 昭和63年10月 同 代表取締役社長 平成17年6月 同 代表取締役社長 社長執行役員 平成26年6月 同 代表取締役 社長執行役員 (現)	205,400株
2	つかもと きよと 塚本 清人 (昭和28年7月31日生)	昭和51年4月 当社入社 昭和61年3月 同 取締役 昭和62年11月 同 常務取締役 平成2年5月 同 専務取締役 平成7年6月 同 代表取締役専務 平成16年6月 同 代表取締役副社長 平成17年6月 同 代表取締役副社長 副社長執行役員 平成24年4月 同 研究開発統括本部長 (現) 平成26年6月 同 代表取締役 副社長執行役員 (現)	200,000株
3	さわだ なおき 澤田 直樹 (昭和27年6月11日生)	平成7年10月 当社入社 平成10年4月 同 海外事業推進部責任者 平成11年6月 同 執行役員 平成15年4月 同 グローバル推進責任者 平成17年6月 同 取締役 (現) 平成19年6月 同 常務執行役員 (現) 平成22年4月 同 技術本部長 平成24年4月 同 グローバル推進統括本部長 (現) (重要な兼職の状況) 格満林(南京)新型建材科技有限公司董事総経理	20,700株
4	ほりぐち かつひろ 堀口 勝弘 (昭和30年1月14日生)	昭和53年4月 当社入社 平成19年6月 同 執行役員 平成22年4月 同 製造本部長 平成22年6月 同 取締役 (現) 同 常務執行役員 (現) 平成24年4月 同 製造統括本部長 平成26年7月 同 製造統括本部長 兼 工務統括本部長 (現)	13,400株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	つかもと けんた 塚本 健太 (昭和53年9月17日生)	平成21年5月 当社入社 平成22年4月 同 経営管理部責任者 平成23年6月 同 取締役(現) 平成23年6月 同 執行役員 平成23年7月 同 管理本部副本部長 平成24年4月 同 管理統括本部副本部長 同 H P C推進室部責任者(現) 平成24年6月 同 常務執行役員(現) 同 管理統括本部長(現)	43,900株
6	もとだ まさひろ ※元 田 雅博 (昭和33年11月3日生)	昭和57年4月 当社入社 平成10年4月 同 社長室部責任者 平成14年4月 同 グループ企画部責任者 平成16年5月 同 総務部責任者 平成20年6月 同 執行役員(現) 平成20年7月 同 総務・人事部責任者 平成24年4月 同 人事部責任者(現)	4,400株
7	たけだしのぶ 武田 忍 (昭和20年9月21日生)	昭和44年4月 サンスター歯磨(株)入社 昭和48年4月 同社退社 昭和48年5月 (株)ワコール入社 昭和59年1月 Wacoal America Inc.(米国法人)EVP/CFO 平成2年4月 (株)ワコール パリ駐在員事務所 所長 平成2年11月 同 海外事業推進グループ:事業管理部長 平成3年9月 同社退社 平成3年10月 プラウドフットジャパン(株)入社 同 副社長 平成23年3月 同社退社 平成23年4月 (株)アバージェンス マネージング・パートナー就任 平成25年6月 (株)アバージェンス マネージング・パートナー退任 平成25年6月 当社社外取締役(現)	300株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
8	なかがわ しゅんいち 中川 俊一 (昭和24年6月19日生)	昭和47年4月 花王石鹸(株)(現 花王(株))入社 平成4年6月 花王(株) 法務部長 平成14年6月 同 取締役 執行役員 平成15年3月 同 法務・コンプライアンス部門統括 平成16年7月 同 コーポレートコミュニケーション部 門統括兼務 平成18年1月 (株)カネボウ化粧品 社外取締役兼務 平成18年6月 花王(株) リスクマネジメント室担当兼務、 情報システム部門担当兼務 同 取締役常務執行役員 平成24年6月 (株)カネボウ化粧品 社外取締役退任 花王(株) 取締役常務執行役員退任 平成25年6月 当社社外取締役 (現) (重要な兼職の状況) 三信電気株式会社社外取締役	3,700株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 武田忍氏、中川俊一氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者とした理由
武田忍氏は、海外における財務責任者としての経験とコンサルティング会社におけるクライアント企業へのアドバイス等、豊富な知識・経験を有しております。
中川俊一氏は、長年にわたり花王(株)の法務責任者として並びに国内外グループ会社を含めた経営管理に関する豊富な知識・経験を有しております。
両氏ともに取締役会の意思決定に対する助言や監督など社外取締役の職務を適切に遂行することができ、引き続き当社の経営の透明性と客観性の向上に向けた有効な助言をいただけるものと判断したためであります。
5. 両氏は、現に当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は、本株主総会終結の時をもってそれぞれ2年となります。
6. 当社は、両氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しております。両氏が取締役に再選され就任した場合には、当社と両氏との間で、それぞれ当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、両氏を名古屋証券取引所の規程に定める独立役員として同取引所に届け出ており、両氏が取締役に再選され就任した場合には、独立役員の届出を継続する予定であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役喜多賢、木村禎一、吉田敏夫の3氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	きたむら ひであき ※北村 秀晃 (昭和28年9月28日生)	昭和47年3月 当社入社 平成9年2月 同 経営情報システム部責任者 平成9年7月 同 経営管理部責任者 平成17年4月 同 経理部責任者 平成25年10月 同 経理部参与(現)	1,100株
2	きむら ていいち 木村 禎一 (昭和22年9月3日生)	平成2年6月 当社監査役(現) (重要な兼職の状況) 木村公認会計士事務所所長	120,700株
3	まつがき てつお ※松垣 哲夫 (昭和27年5月8日生)	昭和51年4月 (株)東亜燃料工業(株)(現 東燃ゼネラル石油(株))入社 平成12年7月 日興証券(株)(現 S M B C 日興証券(株))入社 平成12年12月 同 法務部長 平成16年8月 マネックス・ピーンズ・ホールディングス(株)(現 マネックスグループ(株)) 社外監査役兼務 平成18年6月 (株)日興コーディアルグループ 監査特命取締役 平成20年7月 シティバンク銀行(株) 取締役副社長 企画財務本部長 平成24年1月 同 執行役員 事業戦略企画部門共同部門長(現) (重要な兼職の状況) シティバンク銀行(株) 執行役員 事業戦略企画部門共同部門長	0株

(注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

3. 木村禎一、松垣哲夫の両氏は、社外監査役候補者であります。

4. 社外監査役候補者の選任理由について

①木村禎一氏につきましては、公認会計士としての専門的見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

②松垣哲夫氏につきましては、他社の取締役や監査役としての豊富な知識・経験を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

5. 社外監査役候補者が過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと当社が判断した理由について
木村禎一氏につきましては、公認会計士として企業財務に関して高い見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断します。
6. 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について
木村禎一氏の当社社外監査役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって25年であります。
7. 当社は、木村禎一氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しております。同氏が監査役に再選され就任した場合には、当社と同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、社外監査役候補者である松垣哲夫氏の選任が承認された場合、期待された役割を十分に発揮できるよう同氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。
9. 当社は、木村禎一氏を名古屋証券取引所の規程に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が監査役に再選され就任した場合には、独立役員の届出を継続する予定であります。
10. 当社は、社外監査役候補者である松垣哲夫氏を名古屋証券取引所の規程に定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 石川県小松市土居原町710番地
石川県こまつ芸術劇場うらら 2階 小ホール

交 通 J R北陸線ご利用の場合 J R小松駅から徒歩1分
北陸自動車道ご利用の場合 小松ICから10分
飛行機ご利用の場合 小松空港から小松駅行きバスで12分

お願い お車で越しの方は、「市営駅西駐車場」もしくは「市営駅東駐車場」をご利用ください。
割引券をご用意いたしますので、駐車券をお持ちいただき、受付にてご提示ください。

